

暫定規制値を超えた放射性物質が検出された牛肉・稲わらにかかる 緊急要請

平成 23 年 7 月
全国農業協同組合中央会

福島第一原子力発電所事故にともなう放射性物質の拡散により、汚染された稲わらが給与された牛肉の一部から規制値を超える放射性物質が検出されたことから、肉用牛の出荷制限や取引価格の大暴落等が発生しており、畜産農家等の経済的損失と精神的苦痛は計り知れないものとなっている。

これらは全て原発事故に起因した被害であり、わが国の肉用牛経営と食肉消費は、かつてない危機的な状況に直面している。

政府は、7月26日に、緊急の対応策を公表したが、民間任せの仕組みであり、消費者の不安や生産現場の切実な声を全く無視した内容である。

このような危機を打開するためには、関係者が一体となって全力で取り組む必要があるが、政府は、一刻も早く原発事故を終息させるとともに、安全・安心な牛肉の流通を確保するため、全頭検査や政府による買い上げなど政府の責任ある対策が不可欠である。よって、下記について直ちに実行するよう強く要請する。

記

- 1 規制値を超える放射性物質が検出された稲わらを給与されていた県域における肉用牛については、政府の責任で、早急に体制整備をはかり、すみやかに全頭検査を実施すること。
また、安全証明など、政府の責任で安全・安心な牛肉の供給を担保する措置を講じること。
- 2 消費者の不安を払しょくするため、規制値を超える放射性物質が検出された稲わらを給与されていた牛肉や牛を直ちに特定し、政府による買い上げを行い、適切に処分すること。
- 3 出荷制限や牛肉価格の暴落、取引の減少等により、被害を受けた生産者・流通業者に対して万全な対策を講じるとともに、東京電力の損害賠償が迅速に行われるよう必要な措置を講じること。
- 4 今後、稲わらをはじめとする粗飼料・敷料等の不足が懸念されることから、政府の責任において粗飼料・敷料等の確保と畜産農家への供給に万全を期すこと。
- 5 安全・安心な牛肉の流通について消費者に周知徹底するとともに、輸出再開対策を含めた消費拡大・価格浮揚対策を実施すること。

以 上